

国際協力

(1) 情報交換

○租税条約と情報交換規定

- ・締結済み租税条約数：44
- ・租税条約適用国：現在54カ国
- ・43の租税条約に情報交換規定あり（一部の租税条約では条約の対象税目（所得税、法人税等）に限らず、相続税等についても情報交換の対象とする規定あり）

○情報交換の種類

- ・個別的情報交換
- ・自動的情報交換
- ・自発的情報交換など

(2) 国際会議

○従来から継続的に参加している主な国際会議

- ・OECD租税委員会
- ・環太平洋税務長官会議（PATA）
- ・アジア税務長官会議（SGATAR）
- ・日中税務長官会合
- ・日韓税務長官会合

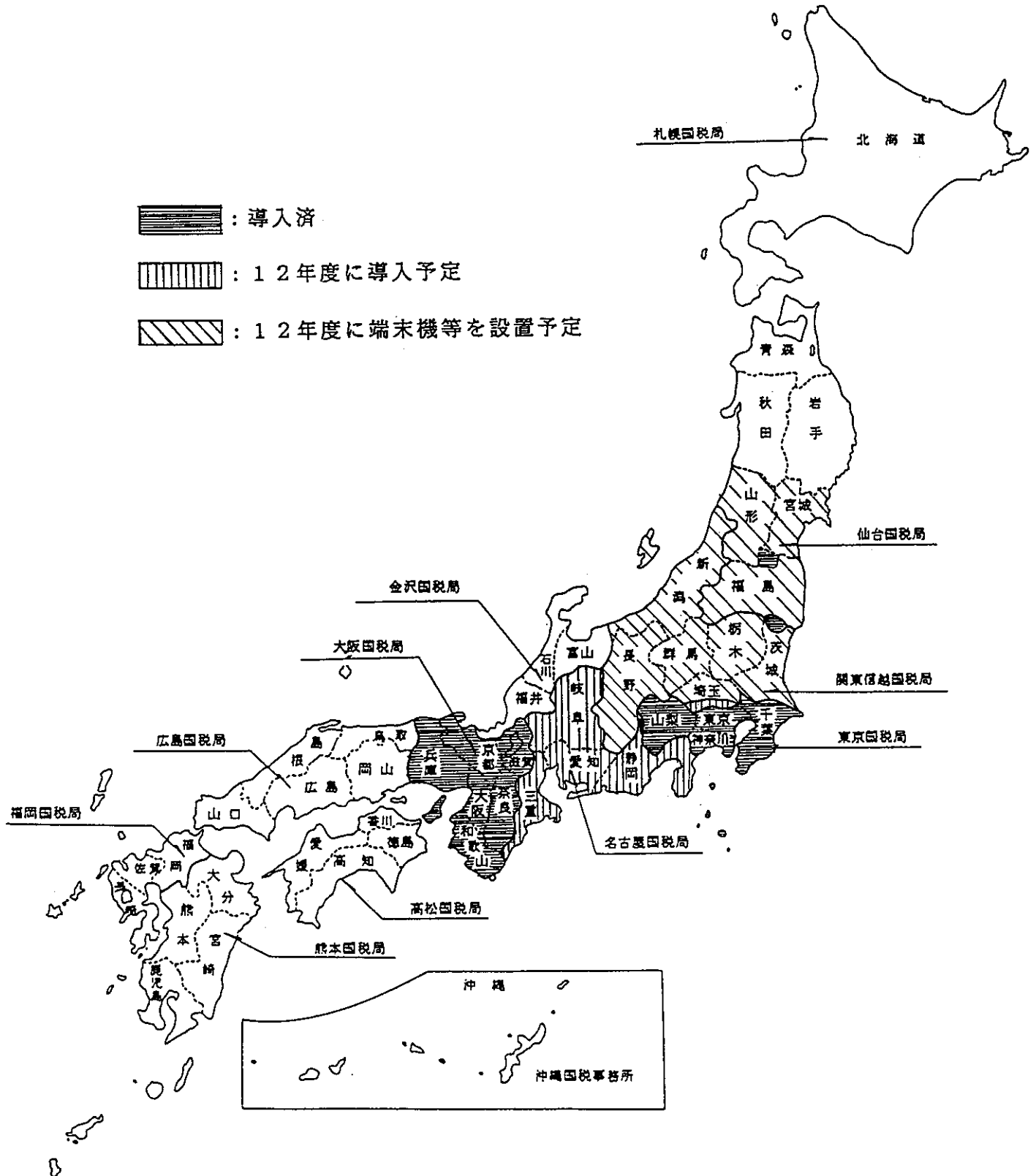
(3) 外国税務当局に対する知的支援

○外国の税務職員を招き我が国で実施している研修

- ・国際税務行政セミナー（ISTAX）
- ・国別税務行政研修
- ・国際租税留学制度

○OECDの非加盟国向けセミナー及び各国税務当局への専門家派遣

K S K システム導入等状況



「望ましい電子申告制度の在り方について」の概要

第1 はじめに（略）

第2 基本的な考え方

行政手続の電子化は、時代の要請というべきものであり、電子申告も、高度情報化社会の実現を目指すとの大きな流れの中で積極的に推進するべきである。

これを前提に、当研究会は、望ましい電子申告の在り方について、(1)納税者の利便性の向上に資するものでなければならない、(2)セキュリティの確保について納税者の信頼を得られるものでなければならない、(3)適正・公平な課税に資するものでなければならない、(4)税務行政の効率化・高度化に資するものでなければならない、という基本的な考え方に立って検討を行った。

第3 個別の論点について

1 電子申告の対象税目

○ 基本的な考え方

電子申告が、納税者の利便性の向上の観点から導入するものである以上、基本的には、できる限り多くの税目をその対象とするべきである。

その上で、多数の納税者が反復継続して申告するような税目（例えば申告所得税、法人税及び消費税）については、最も電子申告の対象として適していると考ええる。

他方、毎月反復継続して申告するような税目であるが対象となる納税者数が少ない税目（酒税、揮発油税など）は、電子申告に対するニーズは高いが、費用対効果の観点から電子申告導入の優先度は相対的に高くない。また、申告の起因となる事実の発生が臨時・偶発的であって、継続して申告書が出されるものではない税目（相続税、贈与税など）は、電子申告に対するニーズは相対的に高くないのではないかと考える。

○ 導入税目の優先順位

基本的には主要税目である申告所得税、法人税及び消費税への導入を優先するべきである。

欧米諸国では、給与所得者の年末調整制度がなく、膨大な還付申告を迅速に処理する必要があることなどから、個人所得税から導入する例が多いが、我が国においては、大部分の給与所得者は年末調整により納税手続が完結し、申告する必要がないことなどから、申告所得税と法人税との間に導入の優先度の差は特にない。また、消費税は、納税者や申告書の提出時期など申告所得税及び法人税と共通する面が多いことから、申告所得税及び消費税、法人税及び消費税について、併行して導入準備を進めつつ、導入可能となったものから順次導入していくべきである。

2 添付書類の取扱い

○ 検討の視点

電子申告において添付書類をどのように取り扱うかという問題については、納税者利便の観点に加え、添付書類制度が、適正・公平な課税と税務行政上の効率性の観点から、税制及び税務行政上重要な柱と位置付けられていること、また電子申告における添付書類の取扱いが、書面による申告を含め、添付書類制度全体の在り方、更には申告時点において申告内容と添付書類を突合するという税務行政の在り方にも大きな影響を与えるものであることに十分留意しつつ検討を行った。

○ 電子申告における添付書類の取扱い

電子申告は、添付書類についてもできる限りの電子化・ペーパーレス化を志向するべきである。

しかし、現時点では、公的機関や民間企業がデジタル署名を利用して電子的な方法で証明書類を発行する例は稀であり、また、税務当局が添付書類と同じ情報を別途の方法で入手し、申告内容と突合できる担保がないという状況の下で、納税者利便の理由のみをもって添付書類の提出を不要としペーパーレス化を図ることは、適正・公平な課税の観点から適当ではない。

このような点を踏まえると、将来的にはともかく、当分の間、別途提出を求めるべき添付書類があることもやむを得ない。

以上のような基本的な考え方の下、添付書類の具体的な取扱いに関して、以下のよう考える。

イ 納税者自らが作成する添付書類は、申告データと併せて電子的に送信することを認めるべきである。

ロ 第三者作成の証明書類は、今後の社会全体の電子化の進展状況を踏まえ、適正公平な課税の観点から個々の添付書類の必要性を含めて検討を行い、電子的に提出可能なもの、提出不要とし納税者保管とするもの、申告内容の確認のため別途提出が必要なものに区分して考えるべきである。

ハ 第三者作成の証明書類の中には、法定資料を拡充する等の方法で、税務当局が納税者以外の者から情報を入手することにより、申告内容との突合が可能となるものもあることを踏まえ、提出すべき書類の簡素化に努めていくことが望ましい。

また、法定資料の提出についても、より一層の電子化を図ることに配慮する必要がある。

3 電子申告の方法

○ 税務当局への接続方式

現状においても適切な暗号化措置を講じることにより、インターネット上に安全なネットワークを作ることとは十分可能と考えられること、インターネットは納税者にとって最も利便性の高い通信手段になりつつあることを考慮すれば、原則として、インターネットを利用するべきである。

○ 納税者の直接申告

最近諸外国においても、納税者利便の観点から、インターネットを利用して納税者が税務当局に直接送信する方式を採用しつつあること、申告納税制度の下では、納税者が自ら申告する自書申告が基本であること、インターネットの利用を前提とする場合、納税者自らが申告できることが利便性の向上に繋がること、を考慮すれば、電子申告のための特別な仲介者を設けこれを通すことを義務付けることは適当ではなく、納税者が直接税務当局に送信できる方法を基本と考えるべきである。

他方、我が国においては税理士制度があることから、電子申告においても、書面による納税申告の場合と同様、税理士を通じて申告することができるのは当然である。

なお、納税者が作成した申告データを単に送信するだけの業務であれば、税理士業務に当たらないと考えられるが、税理士資格を有しない者が送信業務に付随して税理士法に抵触する行為を行う懸念があるので税理士法違反の取り締まりには十分留意するべきであるとの意見があった。

4 納税者等の認証とセキュリティの確保

○ 電子申告を開始するための手続

電子申告における大きな課題が本人確認であることを踏まえると、まず納税者本人であることを確認し、送信された申告データが誰のものであるかを識別するための電子申告整理番号やパスワード等を付与する何らかの事前手続は必要と考えられる。この手続については、将来的に書面による開始手続が不要となる環境が整うまでの間は、電子申告を行う旨の書面による簡便な手続を採用するのが適当である。

○ 納税者等の認証

記名（署名）・押印に代わる納税者等の認証の方法は、公開鍵暗号方式によるデジタル署名を採用することが考えられる。その場合には、①税務当局が電子申告のシステム内で電子的な認証基盤を備える方法、②税務当局以外の認証機関が発行した公開鍵証明書を利用する方法が考えられる。

電子申告導入時に、行政手続に利用可能な信頼性の高い電子認証システムが納税者に容易に利用可能な状況になっている場合には、②の方法を採用することが望ましい。

しかし、電子申告導入時に、社会一般の電子認証の利用状況がそこまで至らないような場合には、技術的に汎用性のあるものにした上で①の方法を採用し、将来②の方法に移行することが適当である。

○ セキュリティの確保

インターネットを利用した電子申告におけるセキュリティの確保に関する課題は、①ネットワーク上での申告情報の盗み見や漏洩の防止、②申告データを受け取る税務当局のシステムにおける情報の適切な管理、並びにシステム全体の耐障害性、耐侵入性である。

現状において全て技術的には相当のレベルで安全性確保が可能と考えられることを考慮すると、納税者の利便性と安全性確保に係るコストとのバランスを十分考慮しつつ、暗号化措置を含め適切な安全確保策を講じることにより、可能な限りのセキュリティレベルを確保する必要がある。

5 その他

○ 電子申告の提出時期

電子申告の効力の発生時期については、書面による申告の場合と同様、到達主義によるべきであり、納税者から送信された申告データが税務当局の受付システムに入った時点で到達したと考えるべきである。

○ 電子申告の到達確認

電子申告においても、書面による申告と同様、納税者利便の観点から、税務当局に到達したことを納税者が確認できる仕組みを講じる必要がある。

到達確認の方法は、①税務当局が納税者等に対し申告データが到達したことをオンラインで通知する方法、②納税者等が税務当局にオンラインでアクセスし確認する方法、が考えられるが、納税者利便の観点や技術的な可能性などを勘案し、適切な方法を採用するべきである。

○ 電子申告の導入に向けての環境整備等

イ 電子申告ソフトウェアの提供方法については、給与所得者の還付申告などは税務当局が作成し提供する方法、また、申告所得税や法人税などは多くのソフトウェアが民間企業により開発されていることから民間の開発競争に委ねる方法が考えられる。更に、こうした方法を複数採用し、納税者が適宜選択できる方法等も考えられることから、対象税目や納税者の態様に応じて、納税者利便の観点や、納税申告ソフトウェアの現状等を十分踏まえ適切に対応する必要がある。

ロ 電子申告は自書申告の次のステップとも考えられることから、電子申告の円滑な導入とその普及に向けて、情報化時代にふさわしいインターネットを活用した多様なサービスの提供に努めることが必要である。

第4 結び

電子申告の導入については、「経済新生対策」や「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）」について」に盛り込まれるなど、電子政府の実現に向けての先導的な取組と位置付けられている。

税務当局においては、本取りまとめで示された考え方を十分踏まえ、平成12年度中に実施が予定されている実験の結果も十分勘案しながら、望ましい電子申告制度について更に総合的な見地から検討を行った上、国民の理解と信頼を得て、法令等により必要な措置が講じられることを切望するものである。

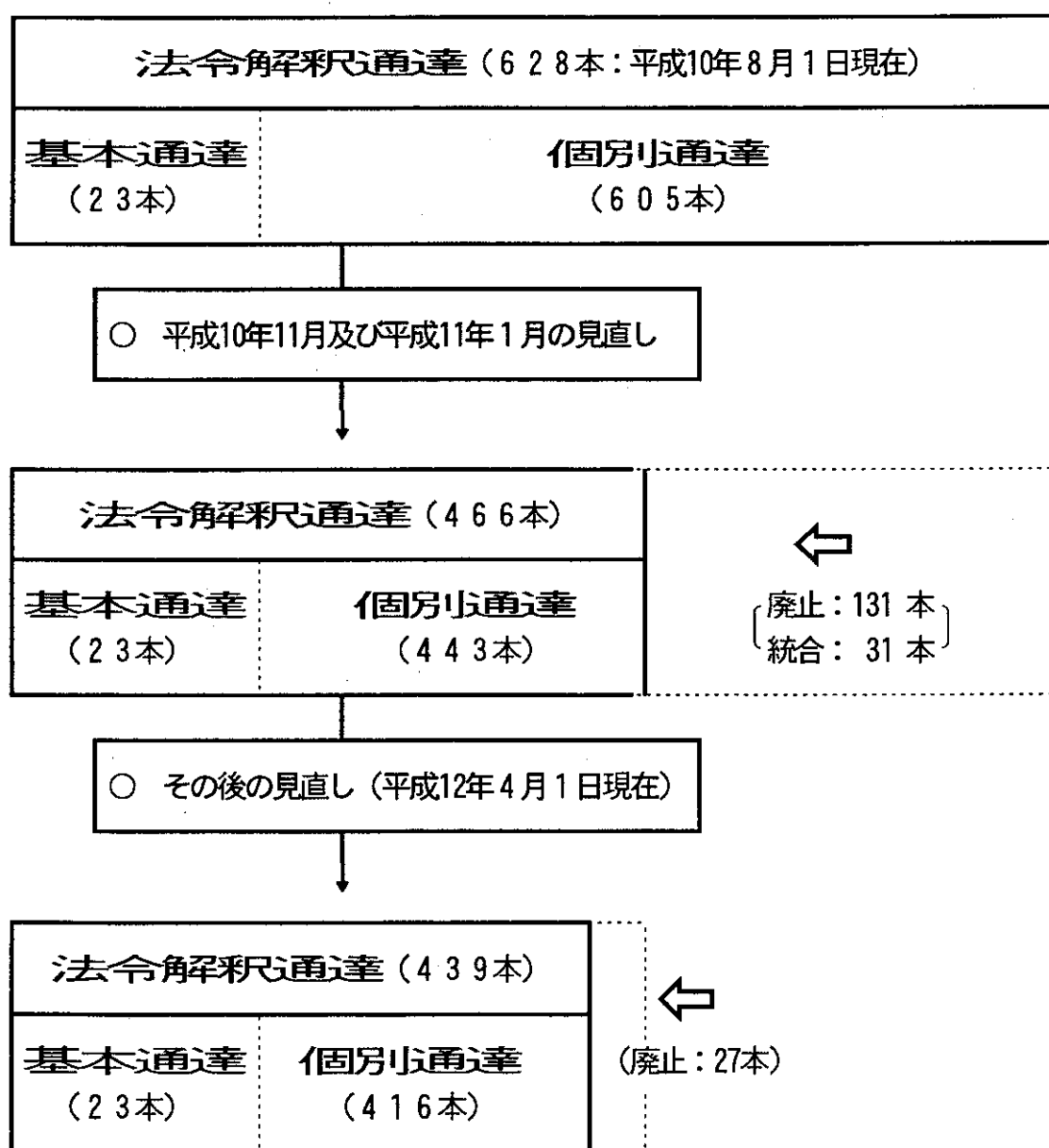
諸外国の電子申告の概要

未定稿

国名	導入年度	適用範囲	利用件数	提出方法
アメリカ	1986年試行 1990年実施 1992年電話申告開始 1999年ペーパーレス申告試行	個人所得税	1999年分 3,491万件 (個人申告件数の30%) 内訳: オンライン 2,977万件 電話申告 514万件	仲介者(送信者)を通じた電子申告
イギリス	1997年実施 2000年インターネット申告開始	個人所得税	1998年度分 30.6万件 (個人申告件数の4%)	納税者から直接電子申告可能 (仲介者(送信者)を通じた電子申告も可能)
ドイツ	1994年実施(仲介者経由) 1998年直接申告試行 1999年直接申告実施	(直接申告) 個人所得税 (仲介者経由) 付加価値税 営業税 個人所得税	(直接申告) 1998年分 3万件 (個人申告件数の0.1%)	納税者から直接電子申告可能 (仲介者(送信者)を通じた電子申告も可能)
フランス	1991年実施	個人所得税 (事業、農業等) 法人所得税	1997年分 48万件 (対象個人・法人申告件数の17%)	仲介者(送信者)を通じた電子申告
カナダ	1990年試行 1993年実施 1998年電話申告開始 1999年個人所得税インターネット申告試行	個人所得税 財貨・サービス税	1997年分個人所得税 547万件 (個人申告件数の25%) 内訳: オンライン 509万件 電話申告 38万件	仲介者(送信者)を通じた電子申告
オーストラリア	1987年試行 1990年実施 1999年個人所得税インターネット申告開始	個人所得税 法人所得税 等	1998年度分個人所得税720万件 (個人申告件数の72%) 内訳: インターネット 3万件 仲介者等経由 717万件	納税者から直接電子申告可能 (仲介者(送信者)を通じた電子申告も可能)
イタリア	1998年実施 2000年インターネット申告開始	個人所得税 法人所得税 付加価値税	1998年分 2,800万件	納税者から直接電子申告可能 (仲介者(送信者)を通じた電子申告も可能)

税法の解釈に関する通達の見直し

今般、中央省庁等改革基本法において「徴税における中立性及び公正性の確保を図るため、税制の簡素化を進め、通達への依存を縮減するとともに、必要な通達は国民に分かりやすい形で公表すること」とされたことから、その趣旨を踏まえ、国税庁において、個々の通達を改めて精査し、必要な見直しを行っていくこととした。



(注) これら通達は、行政庁内における法令の解釈の統一のためのものであり、民間企業等に対するいわゆる行政指導文書ではない。

◎ 租税教室の開催状況

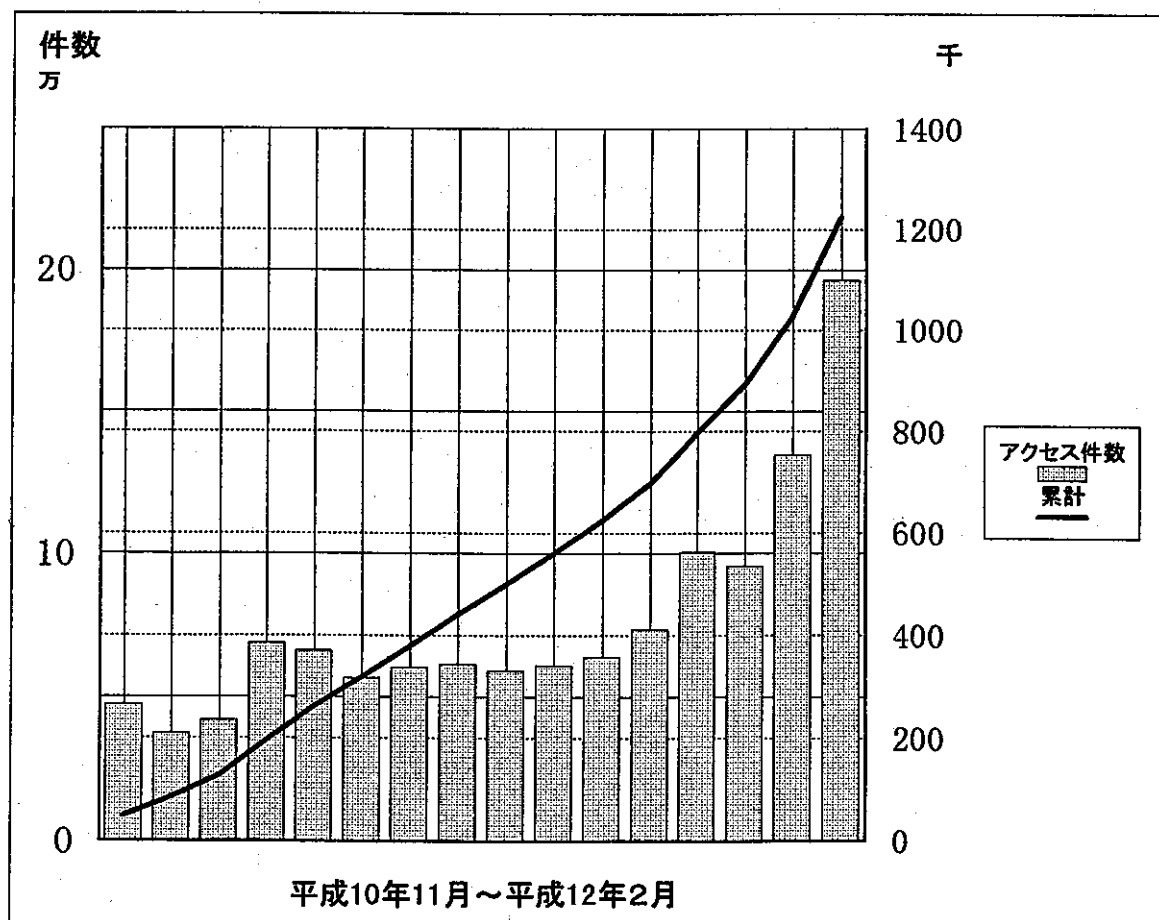
開催校数	平成 8 年度	平成 9 年度	平成10年度
小学校	3, 2 7 4 校	4, 1 0 3 校	4, 9 3 9 校
中学校	1, 8 7 5 校	1, 9 8 3 校	2, 0 9 2 校
高等学校	6 8 2 校	7 2 8 校	7 1 5 校
大学等	1 2 3 校	1 4 8 校	2 3 7 校
計	5, 9 5 4 校	6, 9 6 2 校	7, 9 8 3 校

◎ 税に関する高校生の作文募集

	応募学校数	応 募 編 数
平成 8 年度	1, 2 1 9 校	1 2 6, 1 6 7 編
平成 9 年度	1, 2 5 8 校	1 3 4, 7 6 1 編
平成10年度	1, 2 8 5 校	1 3 3, 6 8 7 編

国税庁ホームページアクセス件数の推移

	アクセス件数	累計
平成10年11月	47,432	47,432
平成10年12月	37,449	84,881
平成11年1月	41,939	126,820
平成11年2月	68,667	195,487
平成11年3月	66,261	261,748
平成11年4月	56,593	318,341
平成11年5月	60,207	378,548
平成11年6月	61,480	440,028
平成11年7月	59,180	499,208
平成11年8月	61,020	560,228
平成11年9月	63,873	624,101
平成11年10月	73,368	697,469
平成11年11月	100,392	797,861
平成11年12月	95,501	893,362
平成12年1月	134,448	1,027,810
平成12年2月	196,371	1,224,181



タックスアンサー回答件数の推移

(単位:千件)

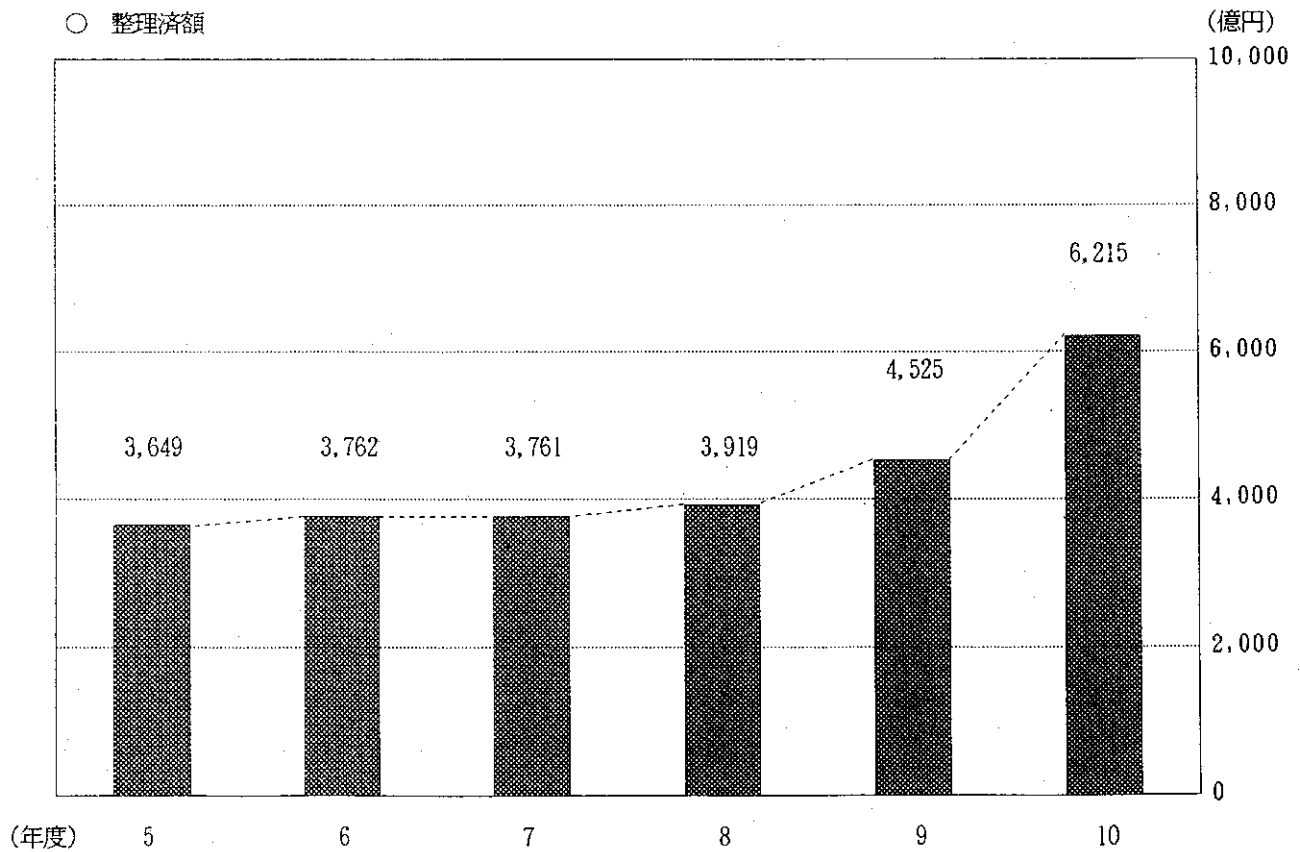
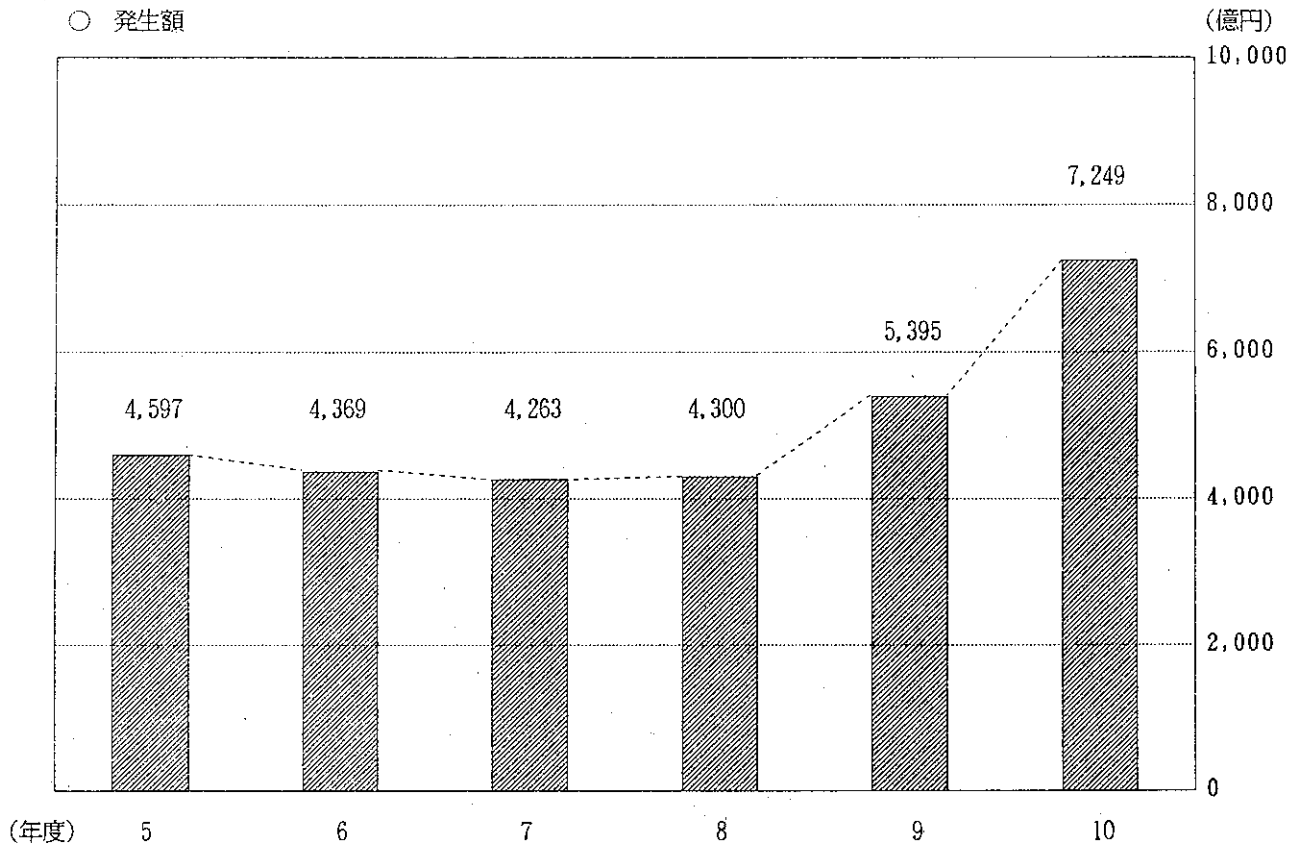
年 度	電話・F A X	インターネット	合 計
昭和61年	1 1 6	—	1 1 6
昭和62年	2 7 6	—	2 7 6
昭和63年	4 3 9	—	4 3 9
平成元年	5 6 1	—	5 6 1
平成 2 年	5 8 4	—	5 8 4
平成 3 年	7 8 4	—	7 8 4
平成 4 年	9 1 2	—	9 1 2
平成 5 年	1, 0 0 3	—	1, 0 0 3
平成 6 年	1, 1 1 8	—	1, 1 1 8
平成 7 年	1, 2 8 4	—	1, 2 8 4
平成 8 年	1, 4 0 3	—	1, 4 0 3
平成 9 年	1, 4 4 2	1, 5 4 0	2, 9 8 2
平成10年	1, 3 6 3	3, 6 8 4	5, 0 4 7

タックスアンサー・ホームページ利用コード上位20（平成10年度）

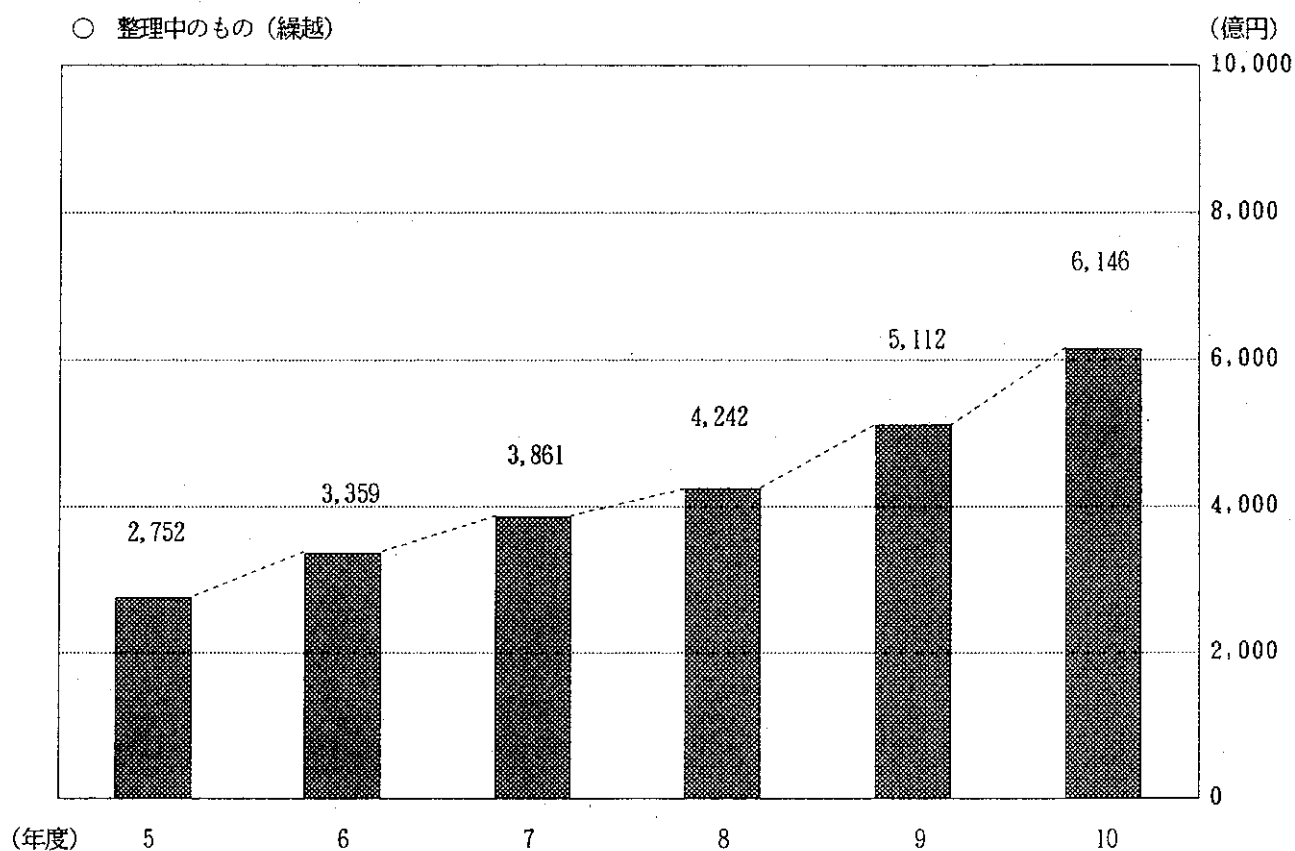
順位	税目等	コ ー ド 名	利 用 件 数		前年度 対 比
			本 年 度	前 年 度	
位			件	件	%
1	所 得 税	(1210) マイホームの取得と所得税の特例（住宅取得等特別控除）	38,190	17,053	223.9
2	所 得 税	(1120) 医療費を支払ったとき（医療費控除）	36,758	13,774	266.9
3	所 得 税	(2020) 確定申告	36,255	8,509	426.1
4	税制改正	(1040) 平成10年度分所得税及び個人住民税の改正後の特別減税のあらまし	33,443	—	—
5	所 得 税	(1800) パート収入はいくらまで税金がかからないか	33,402	14,794	225.8
6	所 得 税	(1122) 医療費控除の対象となる医療費	29,202	12,062	242.1
7	所 得 税	(1213) マイホームを新築や購入したとき（住宅取得等特別控除）	29,040	13,117	221.4
8	所 得 税	(1900) サラリーマンで確定申告が必要な人	28,711	11,748	244.4
9	税制改正	(1010) 平成10年度分税制改正のあらまし（所得税関係）	27,227	—	—
10	所 得 税	(1239) 住宅取得等特別控除を受けるための手続	26,398	12,101	218.1
11	所 得 税	(1190) 所得がいくらまでなら配偶者控除を受けられるか（配偶者控除）	24,973	11,057	225.9
12	所 得 税	(2260) 所得税の税率	24,687	9,799	251.9
13	税制改正	(1020) 平成11年分所得税の改正のあらまし	24,096	—	—
14	所 得 税	(1195) 配偶者の所得に応じて更に受けられる特例（配偶者特別控除）	23,714	10,106	234.7
15	財産評価	(4602) 土地家屋の評価	22,005	8,981	245.0
16	所 得 税	(1219) 住宅取得等特別控除の対象となるマイホーム（新築や購入）	21,223	9,618	220.7
17	源泉所得税	(2662) 年末調整のしかた	20,977	8,211	255.5
18	所 得 税	(2035) 還付申告ができる期間と提出先	20,915	10,339	202.3
19	税制改正	(1041) 給与所得者に対する特別減税額の控除	19,980	—	—
20	所 得 税	(1180) 扶養控除	19,747	7,877	250.7
小 計			540,943	179,146	302.0
そ の 他			3,143,037	1,360,866	231.0
合 計			3,683,980	1,540,012	239.2

（注）相談室の案内等の案内コードを除く

消費税の滞納発生・整理状況の推移



消費税の整理中のものの推移



消費税の滞納発生割合の推移

年度 区分	5	6	7	8	9	10
徴収決定済額	億円 74,808	74,524	74,545	76,163	95,080	105,228
新規発生 滞納額	億円 4,597	4,369	4,263	4,300	5,395	7,249
滞納発生割合	% 6.1	5.9	5.7	5.6	5.7	6.9

消費税滞納未然防止策の推進

- 局・署を挙げた期限内納付しようよう
- 国、地方団体における入札参加資格審査に際しての納税証明書の活用依頼
 - (10年 8 月) (12年 3 月)
 - ・ 国の機関 1 省 → 全機関
 - ・ 都道府県 16 団体 → 全都道府県
 - ・ 市町村 360 団体 → 3,252 団体のうち 3,097 団体(注) 平成12年 3 月の数値は、今後活用を予定している団体を含む。
- 金融機関による消費税積立預金の開設
 - (10年10月) (12年 3 月)
 - 1 金融機関 → 247 金融機関
- 預り金的性格の周知

今後の消費税滞納整理方針

- 消費税事案の優先処理
- 大口・悪質事案
 - ・ 特捜班等による搜索、差押えを中心とした厳正な処理
 - ・ 訴訟的手法の積極的活用

消費税の滞納整理状況

単位：億円、%

年 度	各年度4月～12月				各年度4月～年度末		
	新規発生 滞納額	整理済 滞納額	整理中の ものの額	期中の 増加額	新規発生 滞納額	整理済 滞納額	整理中の ものの額
9	(116.4) 3,204	(112.0) 2,828	(113.0) 4,618	376	(125.5) 5,395	(115.5) 4,525	(120.5) 5,112
10	(149.5) 4,788	(139.7) 3,951	(128.8) 5,949	837	(134.4) 7,249	(137.3) 6,215	(120.2) 6,146
11	(84.6) 4,049	(95.4) 3,769	(108.0) 6,426	280			

(注) 1 「期中の増加額」欄は、前年度末整理中のものの額からの増加額である。

2 かっこ書は、前年同期比を示す。

税目別滞納の発生及び整理の状況

単位：億円、％

区 分 税 目		発 生 の 状 況						要整理滞納額		整 理 の 状 況				
		徴収決定済額		新規発生滞納額		滞納発生割合	整 理 済 額			処理割合	整理中のもの			
			前年比		前年比			前年比			前年比		前年比	
全税目 合 計	8	531,008	98.8	15,295	98.3	2.9	41,901	103.4	14,870	106.7	35.5	27,031	101.6	
	9	544,108	102.5	15,932	104.2	2.9	42,963	102.5	15,133	101.8	35.2	27,830	103.0	
	10	505,037	92.8	16,383	102.8	3.2	44,213	102.9	16,064	106.2	36.3	28,149	101.1	
税 目 別 の 内 訳	源泉 所得 税	8	161,736	94.8	2,006	96.7	1.2	6,455	104.6	1,755	101.9	27.2	4,700	105.6
		9	166,462	102.9	2,109	105.2	1.3	6,809	105.5	1,752	99.8	25.7	5,057	107.6
		10	150,544	90.4	1,912	90.6	1.3	6,969	102.4	1,824	104.1	26.2	5,145	101.7
	申 告 所 得 税	8	41,255	103.3	3,037	101.9	7.4	10,993	102.6	3,027	109.6	27.5	7,966	100.1
		9	39,982	96.9	3,128	103.0	7.8	11,094	100.9	2,924	96.6	26.4	8,170	102.6
		10	34,411	86.1	2,787	89.1	8.1	10,957	98.8	3,155	107.9	28.8	7,802	95.5
	法 人 税	8	149,776	104.4	3,110	106.5	2.1	10,465	101.5	3,476	117.6	33.2	6,989	95.0
		9	141,596	94.5	3,090	99.4	2.2	10,079	96.3	4,013	115.4	39.8	6,066	86.8
		10	121,646	85.9	2,680	86.7	2.2	8,746	86.8	3,389	84.5	38.7	5,357	88.3
	相 続 税	8	31,201	86.3	2,670	93.4	8.6	5,050	105.3	2,374	98.3	47.0	2,676	112.4
		9	30,905	99.1	2,092	78.4	6.8	4,768	94.4	1,764	74.3	37.0	3,004	112.3
		10	25,749	83.3	1,689	80.7	6.6	4,693	98.4	1,334	75.6	28.4	3,359	111.8
	消 費 税	8	76,163	102.2	4,300	100.9	5.6	8,161	107.1	3,919	104.2	48.0	4,242	109.9
		9	95,080	124.8	5,395	125.5	5.7	9,637	118.1	4,525	115.5	47.0	5,112	120.5
		10	105,228	110.7	7,249	134.4	6.9	12,361	128.3	6,215	137.3	50.3	6,146	120.2
	そ の 他 税 目	8	70,877	97.5	172	37.2	0.2	777	84.3	319	100.6	41.1	458	75.7
		9	70,084	98.9	118	68.9	0.2	576	74.2	155	48.6	26.9	421	92.0
		10	67,460	96.3	66	55.9	0.1	487	84.6	148	95.4	30.4	339	80.6

消費税導入後からの整理状況

消費税導入後、平成10年度末までに
徴収決定済額の99.1%は国庫に収納

